

(案)

栃木市地域公共交通 運行実施計画

令和7年3月策定

栃 木 市

■ 目 次 ■

第1 はじめに

- 1－1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1－2 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 ふれあいバス運行実施計画

- 2－1 運行実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2－2 ふれあいバス運行計画・・・・・・・・・・・・ 4

第3 蔵タク運行実施計画

- 3－1 運行実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3－2 蔵タク運行計画・・・・・・・・・・・・ 19
- 3－3 蔵タク利用方法・・・・・・・・・・・・ 25

第4 公共交通関連施策の実施計画

- 4－1 運転免許証自主返納者への支援・・・・・・・・ 27
- 4－2 ユニバーサルデザインタクシー導入促進・・・・・・・・ 27

第5 運行評価

- 5－1 評価指標における目標値の設定・・・・・・・・ 28

第1 はじめに

1-1 目的

本市では、平成23年3月に策定しました「栃木市地域公共交通総合連携計画」に基づき、平成23年10月からふれあいバスと蔵タクの試行運行を順次開始し、平成26年4月から本格運行に移行し、同年「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されたことを受け、平成30年10月に「栃木市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

また、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されたことを受け、令和6年6月に「栃木市地域公共交通網形成計画」を「栃木市地域公共交通計画」に改訂しました。

その間、令和3年6月に「栃木市立地適正化計画」が策定され、人口減少時代を迎えるにあたって、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の視点が当市において盛り込まれました。

令和6年6月からの栃木市地域公共交通計画にあたっては、この視点を取り入れた上で、より効率的な運行が求められるところです。

ふれあいバス及び蔵タクについては、試行運行から本格運行において、利用状況や地域住民からの意見・要望等を踏まえて定期的に運行評価を実施し、運行内容の見直し改善を図るとともに、市民・利用者を対象としたアンケート調査を実施し、運行内容の検証を行いました。

本実施計画は、こうした運行や調査の結果を踏まえ、地域の実情にあった持続可能な公共交通体系を構築するため、具体的な運行の実施方法を定めることを目的に策定します。

1－2 計画の基本方針

栃木市地域公共交通計画における基本方針に基づき、計画を策定します。

栃木市地域公共交通計画の基本方針

(令和6年6月改訂)

●市民目線に立った利便性の高い公共交通の充実

自家用車を運転できない高齢者等を中心とする市民の足を確保し、日常生活を送るうえで必要な公共交通の充実を図るとともに、市民や利用者からのご意見・ご要望を踏まえ、必要に応じ路線やダイヤなど運行内容の見直しを行うことで、利便性の向上を図ります。

また、誰もが容易に移動できる交通手段を確保するため、待合空間の改善、車両のバリアフリー化等を行い、市民の外出を支える公共交通の充実を図ります。

●将来にわたり持続可能な公共交通網の構築

高齢者人口の増加や高齢化率の上昇が見込まれる将来において、公共交通の確保・維持は、ますます重要になってくることから、公共交通に係る施策が将来にわたり持続可能なものとなるよう、地域の実情に即した、効率的・効果的な公共交通網の構築を目指すとともに、地域、交通事業者、行政の協働による公共交通の利用促進を図ります。

また、高齢者や障がい者、学生などに配慮しつつ、適正な受益者負担を図るための運賃体系の構築を目指します。

●コンパクトシティのまちづくり、経済の活性化、観光の振興など、魅力あるまちづくりを視野に入れた公共交通の充実

公共交通の充実、地域社会全体の価値向上のための手段の1つであるとの考えに基づき、コンパクトシティのまちづくり、経済の活性化、観光の振興、環境負荷の軽減などを視野に入れた公共交通の充実を図ります。

また、バスを2次交通として位置付け、鉄道をはじめとする公共交通機関相互の連携強化を目指します。

第2 ふれあいバス運行実施計画

ふれあいバスの運行実施計画を以下のとおり定めます。

2-1 運行実施概要

(1) 実施期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日とします。

(2) 事業方式

道路運送法第4条の許可に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業とします。

(3) 運行形態

定時性を追及する通勤・通学・観光の足を確保するため、道路運送法施行規則第3条の3第1号に定める路線定期運行（路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態）とします。

(4) 運行方法

運行方法はワンマン運行とします。

(5) 実施主体

栃木市地域公共交通会議において運行計画を策定し、全ての運行業務を一般乗合旅客自動車運送事業者が主体的に行うものとします。

(6) 運行事業者の選定

企画競争入札（プロポーザル方式）により、事業者の概要、業務実績、事業に対する提案内容、運行経費等を総合的に評価して決定します。

(7) 運行事業者

番号	路線	車両数	運行事業者
1	寺尾線	2 台	関東自動車株式会社
2	市街地循環線	1 台	蔵の街観光バス株式会社
3	市街地北部循環線	1 台	
4	部屋線	2 台	蔵の街観光バス株式会社
5	真名子線	2 台	関東自動車株式会社
6	金崎線	小型 1 台	富士観光バス株式会社
7	大宮国府線	小型 1 台	T C B 観光株式会社
8	皆川樋ノ口線	小型 1 台	
9	小野寺線	1 台	関東自動車株式会社
10	大平線	2 台	株式会社ティ・エイチ・エス
11	藤岡線		
12	岩舟線	2 台	株式会社ティ・エイチ・エス
合計		1 6 台	

※バリアフリー対応については、小型車両で運行する金崎線、大宮国府線、皆川樋ノ口線を除く

(8) 運行費補助

運行経費から運賃収入及びその他運行に伴う収入を差し引いた金額を、運行事業者に補助します。

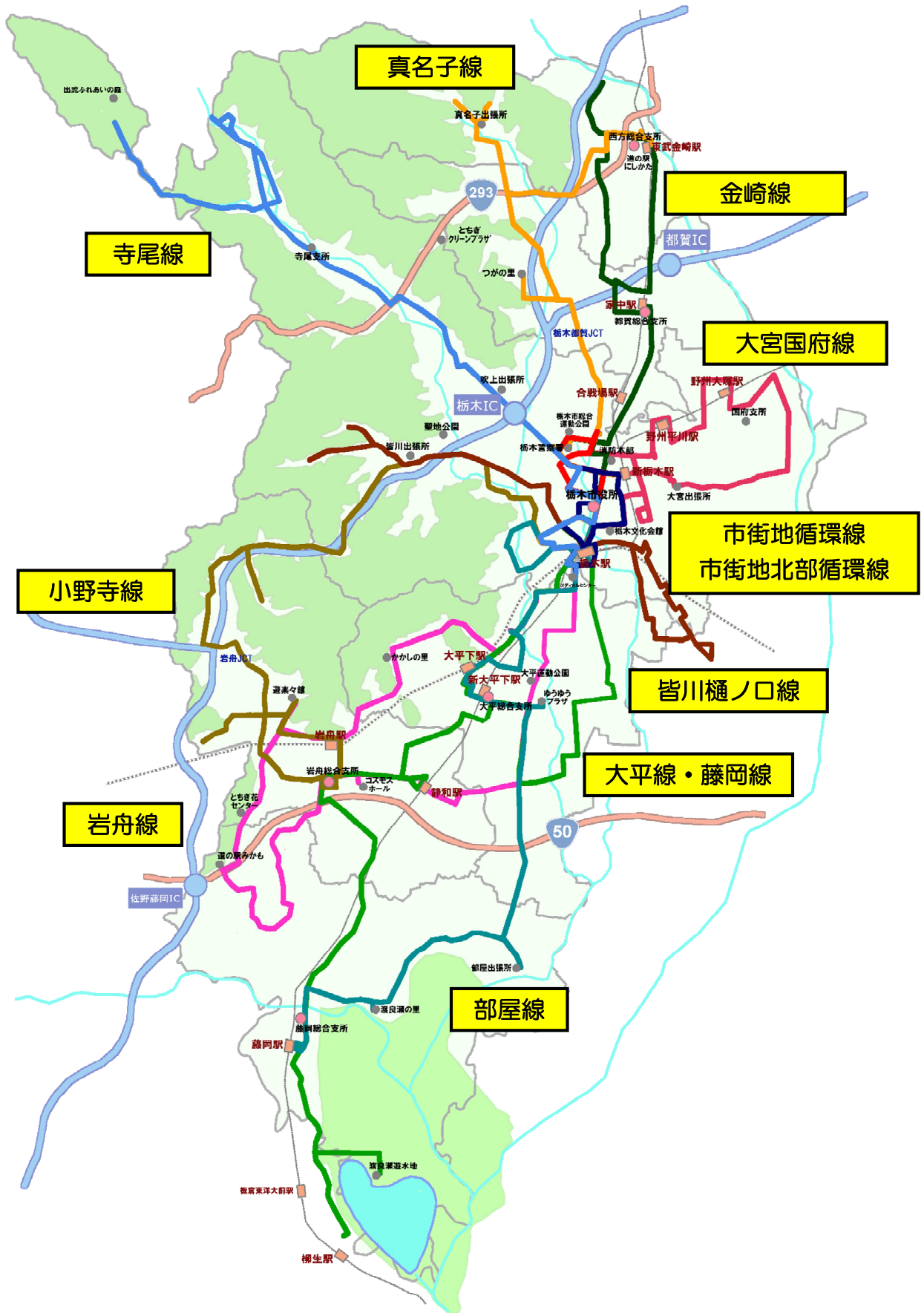
2-2 ふれあいバス運行計画

(1) 運行ルート

以下の項目に配慮したルートを基本とします。

配慮する項目	運行ルートの設定
利用ニーズの高い施設	・地域の人口分布やアンケート調査結果等を参考に、利用ニーズの高い医療施設や商業施設、駅、高等学校、公共施設、観光施設などを結びます。
他の公共交通との乗り継ぎ	・鉄道とバス、デマンド交通との乗り継ぎを考慮したルートと運行ダイヤを設定します。

【ふれあいバス路線イメージ図】



（２）停留所

道路の条件や関係法令を遵守しつつ、可能な限り身近な場所に設置するとともに、鉄道との乗り継ぎの利便性や、需要の多い医療施設や商業施設、高等学校、公共施設、観光施設などの利用に配慮した場所に設置します。

（３）自由乗降区間（フリー乗降制）

交通条件や道路条件、沿線施設等の条件など、交通の安全性に配慮しつつ、支障のない区間については、運行ルート上であれば停留所以外の場所から乗降できる自由乗降区間を設定し、周辺地域の利用者の利便性向上を図ります。

【自由乗降区間のバス利用方法】

乗車時	・利用者は、運行ルート沿線上の、安全かつバスが見える場所でバスを待つ。 ・バスが見えたら、利用者は運転手に分かるように手を挙げて合図をする。
降車時	・降車場所が近づいたら、利用者は運転手に口頭で降車希望場所を申し出る。

【自由乗降区間の設定基準】

自由乗降区間は、次の全てを満たす区間とし、関係法令及び通達に基づき設定します。

- ①信号や交差点、横断歩道など、道路交通法に規定する停車及び駐車を禁止する場所が連続しない区間（※主に市街地及び市街地周辺は対象外）
- ②バスが自由に停車しても追突などの危険性が低く、周囲を走行する車両や歩行者、利用者等の交通安全が確保できる区間（※バイパスは対象外）
- ③交通量が少ない区間や、バスが自由に停車することにより対向車や後続車など周囲を走行する車両等の交通渋滞などへの影響が少ない区間
- ④乗務員が走行中にバス利用者を目視確認した後、バスが安全に停車できる距離がある見通しの良い区間
（※車両速度が遅くてもカーブなど見通しが悪く、バス利用者を確認してから停止までの距離を確保できない区間は対象外）
- ⑤歩行者が少なく、乗務員がバス利用者であることを容易に認識できる区間
（※道路や交通条件を満たしても、歩行者が多く乗務員がバス利用者を判断することが難しい市街地や観光地は対象外）

自由乗降区間であっても、乗降できない場所は以下のとおりとします。

- ①道路交通法に規定する停車及び駐車を禁止する場所及びその前後
- ②近隣に停留所がある場所
- ③乗務員が、車両や歩行者、利用者等の安全が確保できないと判断した場所
- ④乗務員が、対向車や後続車等の交通に支障があると判断した場所
- ⑤その他乗務員が、乗降に問題があると判断した場所

自由乗降区間の見直しについては、交通量や道路状況の変化により、必要に応じて見直しを実施します。

(4) 運行ダイヤ

毎日の運行を基本とし、駅などの乗継施設では乗継時間をできるだけ短縮するとともに、鉄道や他の系統のバスとの乗換え時間を考慮した設定とします。

利用者アンケートや利用状況に応じた系統の設定を行います。

天候や災害等による運休は、市及び運行事業者が協議し判断するものとします。

配慮する項目	運行ダイヤの設定
利用ニーズに即した時刻の設定	・朝夕の通勤や通学時間帯、通院や日中の買い物時間帯など、利用状況やニーズに応じた時刻を設定します。
他の公共交通との乗り継ぎを考慮した時刻の設定	・鉄道を中心とした、他の公共交通との乗り継ぎ、バス乗り継ぎ拠点における乗り継ぎ連携を考慮した運行ダイヤを設定します。

(5) 運賃の設定

交通弱者等の過度の負担とならず、利用者の需要が見込める額とするとともに、利用者にとってわかりやすい一律運賃とします。

また、市内の民間路線バスに配慮するとともに、近隣市の運賃額を考慮した運賃額を設定します。

【旅客運賃】

- ・全路線一律：200円
- ・高齢者（75歳以上）：100円
- ・障がい者（手帳提示）及び障がい者と同乗し介護する方：100円

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者。

乗車の際に、利用者に手帳（コピー不可）の提示を求め、確認するものとする。

- ・小学生以下：無料

【運賃の算出根拠】

■市内民間路線バス

関東自動車国学院線：190円～280円

■近隣市コミュニティバス運賃設定

佐野市：310円（一律）

足利市：210円（一律）

小山市：200円（一律）

【1日旅客運賃】

- ・ふれあいバスの利用と乗り継ぎ促進を図るため、ふれあいバス全路線を1日乗降自由とする1日乗車券を設定します。
- ・一般：400円
- ・高齢者（75歳以上）：200円
- ・障がい者（手帳提示）及び障がい者と同乗し介護する方：200円
 - ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者。
 - 乗車の際に、利用者に手帳（コピー不可）の提示を求め、確認するものとする。
- ・1日乗車券の購入は現金のみの取扱いとします。
- ・1日乗車券の金券や回数券との交換は不可とします。
- ・1日乗車券の払い戻し及び差額を払って他の券との交換は不可とします。

【回数旅客運賃】

- ・公共交通の利用促進を図るため、ふれあいバスと蔵タクの両方に使用できる共通回数券を発行します。
 - ふれあいバス・蔵タク共通回数券：1,000円（100円券11枚綴り）
- ・共通回数券は現金のみの取扱いとします。
- ・共通回数券の払い戻しは、購入した運行事業者の営業所で行うものとし、購入額から使用した枚数に1回あたりの利用額を乗算した額を差し引いた金額を払い戻すこととします。
 - 例：1,000円券（額面1,100円）を3枚使用した場合、払戻額700円（額面残800円より100円少ない額）

【定期旅客運賃】

- ・通勤、通学利用者の利便性の向上を図るため、また、地域住民の日常生活の足を確保するため、定期券を発行します。

なお、定期券の発行区分及び料金は以下のとおりとします。

区分	通勤定期		通学定期	
	一般	高齢者（75歳以上） 障がい者とその介護者	一般	高齢者（75歳以上） 障がい者とその介護者
1か月	7,200円	3,600円	4,800円	2,400円
3か月	20,400円	10,200円	13,600円	6,800円

- ・定期券は、全路線、有効期限内乗降自由とします。
- ・定期券は、現金のみの取扱いとします。

《算出式》

【1か月定期】

- ・一般定期基準運賃 200円 × 30日 × 2（往復） × 0.6 程度
- ・通学定期基準運賃 200円 × 30日 × 2（往復） × 0.4 程度

【3か月定期】

- ・1か月定期の算出式 × 3か月 × 95%程度

※参考データ

- ・年間の平日数約 244日
月の平均平日数 20.3日
- ・通勤定期の料金設定は 30日 × 0.6 = 18日分
- ・学校の平均日数約 200日（195～205日）
月の平均平日数：16.6日
- ・通学定期の料金設定は 30日 × 0.4 = 12日分
- ・回数券は 11枚綴りで 10枚分の料金（約 10%割引）
- ・平日のみ利用する場合：1か月 20日、10%引きで 18日分の料金

- ・通学定期は、高等学校、短大、大学、専修学校など、学校が発行する通学証明書の確認、または学生証の提示による取り扱いとします。
- ・定期券の払い戻しについては、以下とおりとします。

払戻金額＝購入金額－（券面区間の片道運賃 × 2（往復） × 有効期間初日からの経過日数）－520円（手数料）

払戻場所：購入した運行事業者の営業所

栃木駅前定期券センター（関東自動車（株）が運行する路線のみ）
（バス車内における払い戻しは不可）

払い戻しに必要となる物：払い戻す定期券の原本（払い戻し時に回収）

- ・定期券の券面は以下のとおりとします。

《おもて》

①栃木市ふれあいバス〇〇定期乗車券	②No. 9 9 9 9 9 9
③ふれあいバス路線全地区	
④2025 年 4 月 1 日発行	
⑤2025. 4. 1 から 2025. 6. 30 まで	
⑥〇〇 〇〇 様 (〇歳)	⑦3 か月
⑧〇〇〇〇〇〇株式会社	⑨運賃〇〇〇〇〇円

①券種（通勤・通学）、ふれあいバス定期券である旨の表示

②管理番号、発行番号等

③有効区間（ふれあいバス路線全地区）

④発行日

⑤有効期間（始期および終期）

⑥氏名・年齢

⑦期間

⑧発行事業者

⑨券面金額

《うら》

◆御注意◆

1. 本券は乗車の際、必ず係員にお見せください。
ご所持なき場合は、規定により通常運賃を受領いたします。
2. 次のような場合は乗車券を回収し、規定による割増金を受領いたします。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他事実を偽って請求したものを使用したとき
 - ロ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - ハ. 他人名義のものを使用したとき
 - ニ. 通用期間の経過したものを使用したとき
 - ホ. その他不正なことをしたとき
3. 本券は紛失されても再発行はいたしません。
4. 継続お買い求めの場合は、通用期間の切れないうちに本券ご持参のうえ、新券と御引換ください。

- ・サイズは横 80 mm、縦 55 mm 程度とし、用紙は 3 か月以上の期間の使用に耐える材質とします。

- ・定期券の販売をバス車内で行う場合は、定期券が作成できるまで仮定期券を運行事業者が発行します。

(6) 運賃の徴収方法

- ・運賃徴収は、乗車時に運賃箱に投入して支払うものとします。
- ・1日乗車券・共通回数券・定期券の販売箇所は、ふれあいバス車内又は運行事業者の営業所とします。1日乗車券・共通回数券・定期券は、ふれあいバス車内での購入の場合、購入時に乗務員に支払うものとします。

(7) 運行車両

【定員】

- ・運行車両については、ピーク時の乗車人数や道路幅員や転回スペースなどを考慮するとともに、路線単位で設定します。
- ・乗車定員30人程度の車両を基準とし、道路状況及び利用状況等を踏まえ、バス車両での運行が難しいなど、小型車両の運行が適切である路線については、乗車定員14人程度の車両を設定します。

【ラッピング】

- ・市章の色に準拠するこれまでのデザインを踏まえるとともに、栃木市マスコットキャラクター「とち介」のデザインを加えるものとします。
- ・運行区域（北部・中央部・南部）ごとにラッピング色を定め、利用者に親しみがわくような車両デザインの統一化を図ります。

運行区域	ラッピング色	路線
北部	グリーン	寺尾線・真名子線・金崎線
中央部	オレンジ	市街地循環線・市街地北部循環線・大宮国府線・皆川樋ノ口線
南部	ブルー	部屋線・小野寺線・大平線・藤岡線・岩舟線



《グリーン》

CMYK

C : 65

M : 8

Y : 95

K : 0

D I Cカラー212



《オレンジ》

CMYK

C : 0

M : 35

Y : 100

K : 0

D I Cカラー205



《ブルー》

CMYK

C : 99

M : 43

Y : 0

K : 0

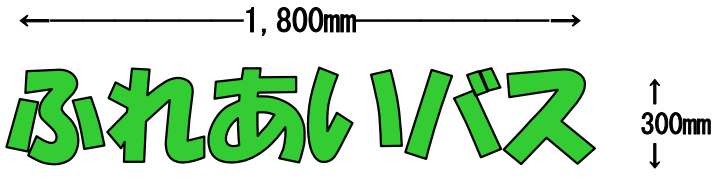
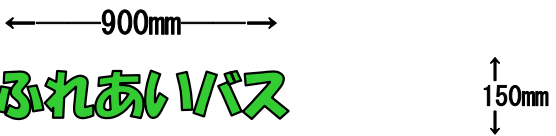
D I Cカラー182

【ふれあいバス名称の表示】

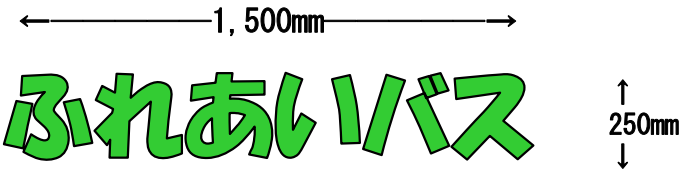
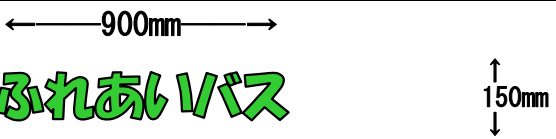
- ・ふれあいバス名称の表示については、HGP創英角POP体またはこれに類似するフォントとします。

文字サイズについては、表示可能なサイズを車種ごとに定めることとしますが、以下を目安とします。

【乗車定員30名程度の車両】

車両側面	
車両前面 後面	

【乗車定員14名程度の車両】

車両側面	
車両前面 後面	

カラー：バスの車体の色に合わせ、市章に準拠した色文字の輪郭に黒線

【行先等表示】

- ・路線名、路線ごとの番号を表示し、併せてLED式または液晶ディスプレイ式の方
向幕により行き先等を表示し、行き先が容易に識別できるようにします。
- ・小型車両により車体に表示することができない場合を除き、表示方法は以下のとお
りとします。

路線名：車両前面、左側面

路線番号：車両前面、左側面

行先方向幕：車両前面、左側面

【車両設備】

- ・ 車内アナウンス設備を設置し、行先、停車停留所等の音声アナウンスを自動で行うようにします。
- ・ L E D式又は液晶ディスプレイ式の車内案内表示装置を設置し、行先、停車停留所等を車内前方に表示します。
- ・ 令和6年7月発行の新紙幣及び令和3年11月発行の新500円硬貨に対応した運賃箱及び両替機を設置します。（小型車両（定員14人以下の車両）を除く。）
- ・ 車内に降車ボタンを設置し、音声アナウンスにより停車することが分かるようにします。
- ・ 車両前面、乗降口側の側面にドライブレコーダーを設置します。
- ・ その他、路線運行に必要な機器、利用者の利便性が向上する機器の設置を検討します。

【バリアフリー対応】

- ・ 車両の導入にあたっては、バリアフリーに配慮した車両の導入を検討します。

（8）運行時の対応

【事故対応】

- ・ 事故が発生した場合、運行事業者及び乗務員は別に定めるマニュアルに従い対応を行います。

【遅延証明】

- ・ ふれあいバスが遅延した場合、希望者に下記の遅延証明書を発行します。
原則として、バス車内において発行します。

遅延証明書

ご迷惑をお掛けいたしました。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分〇〇（停留所名）行

ふれあいバス〇〇（路線名）線は、

1. 自然渋滞 2. 事故渋滞 3. その他（〇〇）

のため、〇〇分遅れたことを証明いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（運行事業者名）

(9) 周知・広報

ふれあいバスの利用促進を図るため、以下の通り周知広報を実施します。

【時刻表・路線図の作成・配布】

- ・利用者の目線に立って、わかりやすい時刻表、路線図を作成します。
- ・外国語に対応した時刻表を作成します。
- ・時刻表、路線図は、ふれあいバス車内、公共施設等に設置します。

【広報とちぎへの掲載】

- ・運行内容等を見直す場合は、広報とちぎに掲載して市民に周知します。

【地域説明会や出前講座の実施】

- ・運行内容等を大幅に見直す場合は、地域会議等への説明会を実施します。
- ・各団体からの要望に応じて、出前講座を実施します。

【インターネットでの情報提供】

- ・市ホームページに、路線図、時刻表、迂回運行情報等を掲載します。
- ・バスロケーションシステムで、ふれあいバスの現在地が確認できるようにします。
- ・G T F Sデータをオープンデータ化し、G o o g l e M a p等のツールを用いてふれあいバスの路線検索ができるようにします。

【ふれあいバスを利用した観光案内の作成・活用】

- ・関係機関等との連携によりふれあいバスを利用した観光案内を作成し、市ホームページ等で公開して観光及び市内散策における利用促進を図ります。

(10) 待合環境の改善

停留所における待合環境を改善するため、各種施設敷地内及び私有地に設置している停留所を中心に安全面等において支障のない範囲で待合用ベンチを設置します。

(11) 実績報告

運行事業者は、毎月の利用者数、停留所毎の乗降者数、運賃収入及び走行距離等を翌月10日までに市に報告するものとします。

(12) 広告

車両に関する広告については、「栃木市コミュニティバス広告掲載仕様書」に基づくものとします。

(13) 運行内容の見直し方針

運行内容の見直しにあたっては、以下により実施します。

- ・ より多くの乗客を移送できるメリットを最大限に発揮できるよう、利用状況や利用者意向に配慮した路線等の見直しを行います。
- ・ 原則として、運行内容の見直しを行うことにより、現在より多くの利用が見込まれる見直しや、運行時間や距離が減少することにより、費用対効果が期待できる見直しを行います。
- ・ 利用実績等のデータを適宜チェックし、運行ルートの見直しを行います。
- ・ 通勤や通学など定期利用者に配慮し、原則として、年度単位で見直しを行うこととします。
- ・ 大規模な見直しを行う際は、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、事前にお知らせをしながら実施します。
- ・ 市内の拠点を連絡する軸の強化や拠点から地区内に伸びる支線の効率的化を図る見直しを実施します。
- ・ 分かりやすい路線の設定や、鉄道や他のバス路線と、スムーズな乗継ぎを実現するための見直しを実施します。
- ・ 寺尾地区における路線の大幅な見直しについては、寺尾まちづくり協議会生活バス利用促進部会に協議のうえ実施します。

第3 蔵タク運行実施計画

蔵タクの運行実施計画を以下のとおり定めます。

3-1 運行実施概要

(1) 実施期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日とします。

(2) 事業方式

道路運送法第4条の許可に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業とします。

(3) 運行形態

自家用車等の交通手段を持たない方が、安全に安心して利用できるとともに、日常生活の移動の利便性を確保するため、道路運送法施行規則第3条の3第3号に定める区域運行（路線を定めず、利用者の要求に応じて最大限の乗合を行うよう予約により運行する）とし、市内の全域においてドア to ドアで運行する完全デマンド方式とします。

(4) 運行方法

運行方法はワンマン運行とします。

(5) 実施主体

栃木市地域公共交通会議において運行計画を策定し、全ての運行業務を一般乗合旅客自動車運送事業者が主体的に行うものとします。

また、市に蔵タク予約センターを設置し、利用者からの電話予約にオペレーターが対応します。

(6) 運行事業者の選定

市内に営業所を有する全ての一般乗用旅客自動車運送事業者の内、蔵タクの運行を希望する事業者とします。

(7) 運行事業者

千代田タクシー有限会社、栃木合同タクシー株式会社
有限会社大平タクシー、藤岡タクシー株式会社、有限会社都賀タクシー
株式会社新交通、岩舟タクシー株式会社、安全タクシー有限会社

(8) 運行費補助

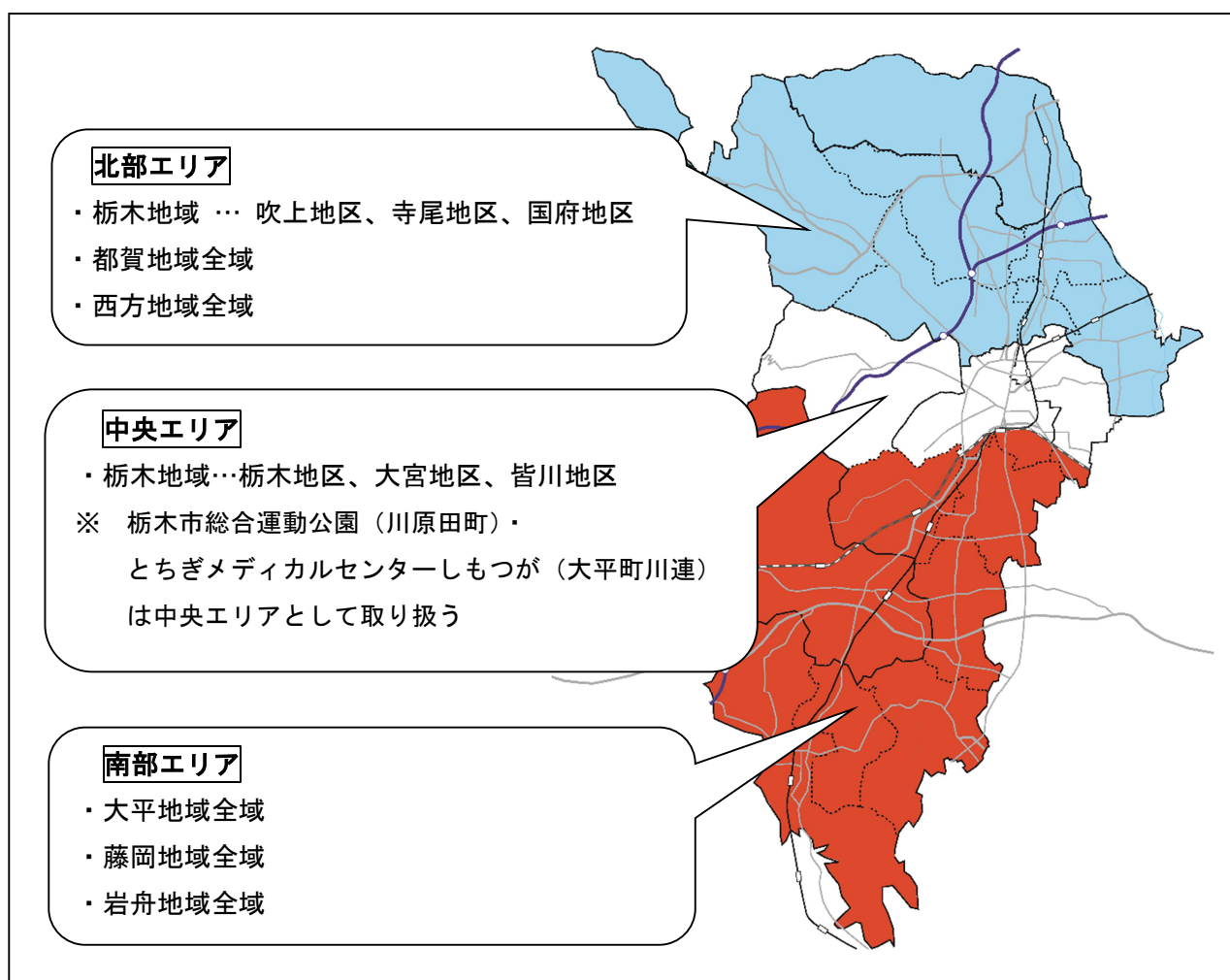
- ・ 1 日当たりの借上げ料に運行日数を乗じた金額から運賃収入及びその他運行に伴う収入を差し引いた金額を、運行事業者に補助します。
- ・ 車両の借上時間は、7 時 4 5 分から 1 7 時 1 5 分までのうち、休憩時間 1 時間を除いた時間とします。

3-2 蔵タク運行計画

(1) 運行区域

運行区域は、市全域とし、1時間に1便を送迎するよう、効率性に配慮した運行エリアを設定するため、北部、中央、南部の3エリアとします。

《運行エリア図》



＜エリア別運行区域＞

○北部エリア：北部エリア内と中央エリアへの移動

○中央エリア：中央エリア内と北部エリア又は南部エリアへの移動

○南部エリア：南部エリア内と中央エリアへの移動

※北部エリアと南部エリア間の移動は、中央エリアの乗り継ぎポイント（市役所本庁舎）で乗り換える。

(2) 南北エリア間移動の乗り継ぎポイント

蔵タクで、北部エリアから南部エリア又は南部エリアから北部エリアといった市全域の移動を可能にするため、中央エリア内の市役所本庁舎を、蔵タクでの南北エリア間の乗り継ぎポイントとして設定します。

(3) バス乗継拠点施設の設定

旧市町を細分化した地区を設定し、各地区に蔵タクとふれあいバスとの乗継拠点施設を定め、バス利用の促進を図ります。

《バス乗継拠点施設 24 か所》

地域	地区	バス乗継拠点施設
栃木	栃木	市役所本庁舎・長寿園・泉寿園・皆川郵便局・福寿園・大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・都賀総合支所
	大宮	泉寿園・市役所本庁舎・長寿園・国府郵便局・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・都賀総合支所
	皆川	皆川郵便局・市役所本庁舎・長寿園・福寿園・梅沢郵便局・大平総合支所・プラッツおおひら・遊楽々館
	吹上	福寿園・市役所本庁舎・長寿園・皆川郵便局・梅沢郵便局・都賀総合支所・赤津郵便局
	寺尾	梅沢郵便局・皆川郵便局・福寿園・赤津郵便局・真名子夢ホール
	国府	国府郵便局・泉寿園・都賀総合支所
大平	大平西	大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・大平水代郵便局・市役所本庁舎・長寿園・皆川郵便局・岩舟総合支所・岩舟静和郵便局・遊楽々館
	大平東	大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・大平水代郵便局・市役所本庁舎・長寿園・泉寿園
	大平南	大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・大平水代郵便局・部屋出張所・岩舟静和郵便局
藤岡	藤岡	藤岡総合支所・渡良瀬の里・部屋出張所・道の駅みかも
	赤麻	藤岡総合支所・渡良瀬の里・部屋出張所・道の駅みかも・岩舟総合支所・岩舟静和郵便局
	部屋	藤岡総合支所・渡良瀬の里・部屋出張所・ゆうゆうプラザ・大平水代郵便局・岩舟静和郵便局
	三鴨	藤岡総合支所・渡良瀬の里・道の駅みかも・岩舟総合支所

地域	地区	バス乗継拠点施設
都賀	家中	都賀総合支所・赤津郵便局・市役所本庁舎・長寿園・泉寿園・福寿園・国府郵便局・西方総合支所・北部健康福祉センター（ゆったり～な）
	赤津	都賀総合支所・赤津郵便局・福寿園・梅沢郵便局・西方総合支所・北部健康福祉センター（ゆったり～な）・真名子夢ホール
西方	西方	西方総合支所・北部健康福祉センター（ゆったり～な）・真名子夢ホール・都賀総合支所・赤津郵便局
	真名子	西方総合支所・北部健康福祉センター（ゆったり～な）・真名子夢ホール・梅沢郵便局・赤津郵便局
岩舟	岩舟	岩舟総合支所・岩舟静和郵便局・遊楽々館・大平総合支所・プラッツおおひら・渡良瀬の里・道の駅みかも
	静和	岩舟総合支所・岩舟静和郵便局・大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平水代郵便局・渡良瀬の里・部屋出張所
	小野寺	岩舟総合支所・遊楽々館・皆川郵便局・大平総合支所・プラッツおおひら

(4) 運行日・運行時間

通院や買い物など、交通弱者の日常生活の移動実態に合わせるとともに、路線バスや一般タクシーとの競合に配慮して、以下のとおり運行日と運行時間を設定します。

また、運行前及び運行後に車両の点検等を行うものとします。

天候や災害等による運休は、市及び運行事業者が協議し判断するものとします。

運行日：月曜日から金曜日

(土・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

運行時間：1時間に1便 8時から17時まで 合計9便

8時便・9時便・10時便・11時便・12時便・13時便・14時便・15時便・16時便

(5) 運賃の設定

交通弱者の過度の負担とならないことを考慮しつつ、完全デマンド方式という高いサービスレベルの運行形態であることも考慮し、ふれあいバスよりも高めの設定するとともに、他市の事例との均衡も図り、以下のとおりに設定します。

【旅客運賃】

- ・一般：400円(中学生以上、乗り継ぎの有無を問わず)
- ・障がい者(手帳提示)及び障がい者と同乗し介護する方：200円
 - ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者。
 - 乗車の際に、利用者に手帳(コピー不可)の提示を求め、確認するものとする。
- ・3歳から小学生：200円
- ・バス乗継拠点施設への送迎：100円(乗車地区及び隣接地区内に限る)
- ・3歳未満：無料

【運賃の算出根拠】

■市民アンケート調査

- ・平成29年11月実施の公共交通に関する市民アンケート調査結果における、公共交通の妥当な運賃額400円

■他公共交通の状況

- ・自宅から目的地まで送迎するため、バスと比較してサービスレベルが高い。
- ・市内全域ドアtoドアのフルデマンドは、県他市デマンド交通と比較してサービスレベルが高い。

※デマンドタクシーを運行する県内10市のうち、市内全域を運行エリアとしている市は、栃木市(331.5km²)、真岡市300円(面積167.2km²)、下野市300円(面積74.59km²)の3市のみ。うち、ドアtoドアのフルデマンドは栃木市と下野市のみ。

- ・民間タクシーへの影響を配慮(民間タクシー初乗り500円、令和6年12月時点、栃木県タクシー協会HPより)

【回数旅客運賃】

- ・公共交通の利用促進を図るため、ふれあいバスと蔵タクの両方に使用できる共通回数券を発行します。

ふれあいバス・蔵タク共通回数券：1,000円（100円券11枚綴り）

- ・共通回数券は、現金のみの取扱いとします。
- ・共通回数券の払い戻しは、購入した運行事業者の営業所で行うものとし、購入額から使用した枚数に1回あたりの利用額を乗算した額を差し引いた金額を払い戻すこととします。

例：1,000円券（額面1,100円）を3枚使用した場合、払戻額700円（額面残800円より100円少ない額）

（６）運賃の徴収方法

運賃徴収は、乗車時に乗務員に支払うものとします。

なお、共通回数券販売箇所は、蔵タク車内又は運行事業者の営業所とします。

（７）運行車両

- ・運行車両は、運行事業者所有のタクシー13台を借り上げ、その内3台は障がい者の移動に対応した車椅子対応車両とします。
- ・車両の形体は、ワンボックスタイプのタクシー6台とユニバーサルデザインタクシー2台、セダンタイプのタクシー5台とします。

（８）運行時の対応

【事故対応】

- ・事故が発生した場合、運行事業者及び乗務員は別に定めるマニュアルに従い対応を行います。

【デマンドタクシー運行システムの障害】

- ・デマンドタクシー運行システムの障害が発生した場合、別に定める「デマンドタクシー運行システム障害発生時対応手順」に従い対応を行います。

(9) 周知・広報

蔵タクの利用促進を図るため、以下の通り周知・広報を実施します。

【広報とちぎへの掲載】

- ・必要に応じて広報とちぎに、利用者登録や予約等の利用方法を掲載して市民に周知します。

【地域説明会や出前講座の実施】

- ・運行内容等を大幅に見直す場合は、地域会議等への説明会を実施します。
- ・各団体からの要望に応じて、出前講座を実施します。

【インターネットでの情報提供】

- ・市ホームページに、運行区域や運行日等の運行概要のほか、利用者登録や予約等の利用方法などをわかりやすく掲載します。
- ・パソコンやスマートフォンを用いて利用者登録ができる電子申請を行います。

【福祉関係窓口、民生委員、ふれあい相談員による周知】

- ・本庁及び各総合支所の福祉関係窓口、利用案内パンフレット及び利用登録票を設置するとともに、民生委員やふれあい相談員等にも利用案内パンフレット及び利用登録票を配布し、来庁者及び訪問先の高齢者等への周知及び利用促進を図ります。

(10) 実績報告

運行事業者は、毎月の利用者数、走行距離及び運賃収入等を翌月10日までに市に報告するものとします。

3-3 蔵タク利用方法

(1) 利用対象者

- ・蔵タクは、利用者登録を行い、事前に予約した方が利用できるものとします。ただし、利用者登録を行った方と同乗し、乗降場所を同じとする場合については、利用者登録を行っていない方も利用できるものとします。
- ・次に該当する場合は原則として利用できないものとし、利用を拒否することができるものとします。

《利用できない場合》

- ・小学生未満の方の利用で、保護者等の付き添い者を伴わない場合
- ・自力で乗降できない方であって、乗務員1人では乗降の支援ができないなど、利用者が安全な乗降をできない場合や、乗務員が車両から離れる必要があるなど防犯等に支障がある場合
- ・盲導犬、聴導犬、介助犬を除くペット等の動物をゲージに入れず同乗させる場合
- ・泥酔した者や不潔な服装など、他の利用者に迷惑となる場合
- ・ストレッチャー、リクライニング車椅子など、蔵タク車両に固定できない車椅子等での利用の場合
- ・他の利用者に危害が及ぶ恐れがあると判断できる場合
- ・その他適正な運行を妨げる恐れがあると判断できる場合

(2) 利用者登録

- ・利用時の予約手続の短縮化、利用状況の把握を行うため、利用者登録（無料）を行います。

《登録方法》

- ・利用登録票に住所、氏名、年齢、性別、電話番号、道路状況等配慮が必要な事項を記入し、市窓口への持参、郵送、FAX又は電子申請により交通防犯課へ提出します。
- ・登録は世帯ごとを基本とし、個人での登録も可能とします。

- ・利用者登録ができる方は、市内に住所を有する個人とします。

ただし、市内小中学校の児童生徒が利用するため、教員が代表して登録することもできます。

(3) 予約方法

- ・利用方法は、事前予約制とし、予約センターに電話で予約します。
- ・予約の受付時間は、月曜日から金曜日（土・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）の7時30分から17時までとします。
- ・予約の受付開始は、利用日の1週間前からとします。
- ・予約の締め切りは、乗車予定便の出発時刻の1時間前とします。ただし、8時便については、前営業日の17時までとします。
- ・往路・復路を併せて予約できることとします。

- ・予約者が予約を取り消す場合は、速やかに予約センターへ連絡するものとします。

(4) 予約受付

- ・オペレーターは、予約者に対して、複数の乗り合せで運行するため、乗降場所への到着時間については、十分な余裕を勘案して案内するものとします。
また、道路事情等により予約者の希望する乗降場所への運行が困難な場合は、運行可能な範囲で予約受付をします。
- ・予約締切時間を過ぎた場合や、予約対象車両の利用者が定員になった場合は、別便を案内するものとします。
- ・自力で乗降できない方で、1人では乗降ができないなど、利用者が安全な乗降をできない場合については、介護者の同伴を求めるものとします。
- ・小学生未満の方の利用については、保護者の同伴を求めるものとします。

(5) 運行決定

- ・予約時において利用者が1名以上いる場合に運行します。
なお、事前予約が全くなかったとき及び、運行開始時間前にすべての予約の取り消しがあったときは、運行しないものとします。
- ・運行については、運行事業者の乗務員が予約センターからの配車指示に従い、行うものとします。

第4 公共交通関連施策の実施計画

その他公共交通に関連する施策の実施計画を、以下のとおり定めます。

4－1 運転免許証自主返納者への支援

【運転免許証自主返納支援制度】

高齢ドライバーによる交通事故が増加する中で、交通安全の推進とふれあいバス・蔵タクの利用推進を図るため、運転に不安を感じる方の運転免許証の自主返納を支援します。

支援内容は、ふれあいバス・蔵タク共通乗車券 10,000 円分を交付します。

申請にあたっては、すべての運転免許を自主返納した日から1年以内を期限とします。

4－2 ユニバーサルデザインタクシー導入促進

【ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助制度】

足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子、妊娠中の方など、誰もが利用しやすく、誰もが普通に使える一般タクシーであるユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

国や県のユニバーサルデザインタクシーの導入促進施策と連携し、市内に事業所を有するタクシー事業者に対する補助制度を実施します。（令和8年3月31日まで）

第5 運行評価

利用状況等について具体的な評価指標を設定し、定期的に運行評価を実施するとともに、地域住民等の意見・要望も踏まえ、運行内容の見直し改善を図ります。ただし、見直し後も改善の見通しがない場合には、運行形態の変更を検討します。

変更については、定量的な基準だけではなく、沿線住民のニーズや満足度、変更による影響などを総合的に評価し、栃木市地域公共交通会議の協議を経て決定します。

5-1 評価指標における目標値の設定

各指標に対し目標値を設定するとともに、各項目の調査方法によって計測します。

【指標別目標値、調査方法】

取組み目標 1：地域ごとの移動を支える路線バスとデマンドタクシーによるネットワーク形成

◎公共交通の充実度に関する満足度

指標	現状	目標値	調査方法
満足度 (ルート・ダイヤ・運行 頻度・運賃・接客・バス 停位置等)	46%	50%	意見箱 出前講座 添乗調査 等

※第2次栃木市総合計画策定時に実施した市民アンケート調査における現状
・満足度：約46%

取組み目標２：まちづくりとの連携と採算性等を考慮した持続可能な公共交通サービスの確保・維持

◎ふれあいバス・蔵タクの利用者数（日平均）

項目	現状 令和５年度	目標 令和９年度	調査方法
ふれあいバス合計	599.0人	630人	実績報告書
①寺尾線	103.9人	110人	
②市街地循環線	41.7人	40人	
③市街地北部循環線	75.5人	90人	
④部屋線	83.8人	100人	
⑤真名子線	71.7人	80人	
⑥金崎線	13.9人	20人	
⑦大宮国府線	27.1人	30人	
⑧皆川樋ノ口線	34.9人	30人	
⑨小野寺線	20.0人	20人	
⑩大平線	23.2人	25人	
⑪藤岡線	21.8人	25人	
⑫岩舟線	81.5人	60人	
蔵タク	175.5人	255人	実績報告書

※第２次栃木市総合計画における目標値（令和９年度）

- ・ふれあいバス年間利用者数：230,000人
- ・蔵タク年間利用者数：62,000人

◎ふれあいバス・蔵タクの収支率

項目	現状 令和５年度	目標 令和９年度	調査方法
ふれあいバス合計	7.7%	8.7%	実績報告書
①寺尾線	12.5%		
②市街地循環線	7.3%		
③市街地北部循環線	14.2%		
④部屋線	8.2%		
⑤真名子線	8.9%		
⑥金崎線	2.3%		
⑦大宮国府線	6.4%		
⑧皆川樋ノ口線	7.6%		
⑨小野寺線	3.5%		
⑩大平線	4.2%		
⑪藤岡線			
⑫岩舟線	8.4%		
蔵タク	12.2%	12.2%	実績報告書

※ふれあいバス、蔵タクの過年度実績を参考に算出

取組み目標３：公共交通の利用環境の改善

◎待合環境の整備件数、ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入数

指標	現状 令和５年度	目標値 令和９年度	調査方法
ふれあいバス停留所へのベンチ設置か所数	126か所	130か所	実態調査
ふれあいバスへのノンステップバス導入数	5台	6台	
市内タクシー事業者へのユニバーサルデザインタクシー導入数	3台	6台	